

「説話・伝承学会賞」および「説話・伝承学会奨励賞」についての規定

一 創設趣旨

説話・伝承学会は、一九八一年四月の創立から四〇周年を記念し、会則に定める第二条および第三条に基づき、会員の研究活動への顕彰・奨励を目的として、二〇二一年度より「説話・伝承学会賞」および「説話・伝承学会奨励賞」を創設する。

二 表彰の対象

(一) 「説話・伝承学会賞」の表彰対象は、当該の前年度の一月一日以降、当該年度の一二月三十一日までに発行された単著による書籍（本学会の会則第二条および第三条の趣旨に沿うもの）とする。出版社から発行された書籍（国際標準図書番号ISBNの表記があることを目安とする）に限り、自家製本や私家版等は除外する。著者の年齢、所属、職歴等に制限は設けない。

(二) 「説話・伝承学会奨励賞」の表彰対象は、当該の前年度の一月一日以降、当該年度の一二月三十一日までに学術誌、学会誌、研究紀要、論文集等において発表された単著による論文（本学会の会則第二条および第三条の趣旨に沿うもの）とする。著者においては、応募時において大学院生もしくはこれに準じる者（研究生、研修生等）、もしくは博士学位取得後（博士課程後期課程での単位取得退学を含む）、一〇年未満の者とする。

三 表彰への応募資格

本表彰への応募は本学会の会員に限る。ただし、応募の際に会則に定める入会金と当該年度の年会費を納入した者は会員としての資格を有する。

四 表彰への応募

本表彰への応募を希望する者は、所定の応募申請書類とともに審査を希望する著書（一部）または論文（五部）を添えて、本学会事務局宛に提出する。

五 表彰の定員

(一) 「説話・伝承学会賞」の表彰については、毎年一〜二名とする。
(二) 「説話・伝承学会奨励賞」の表彰については、毎年一〜三名程度とする。

六 選考

- (一) 選考委員会は、委員会によってあらかじめ選出された五名によって構成される。
- (二) 選考委員長は、選考委員の互選により選出する。
- (三) 応募のあった著書・論文によっては、その専門性を考慮して、委員以外から臨時的な選考委員を追加で選出・委任する場合がある。
- (四) 選考委員の任期は委員の任期と同一とする。
- (五) 表彰の決定は、選考委員会による審査をもとに委員会において決議する。

七 選考結果

選考の結果については、おおむね三月中旬頃までに応募者へ知らせる。ただし、選考の過程や評価基準等については応募者に通知せず、疑義照会等には応じない。

八 表彰とその授与

春季大会の総会において表彰状の授与を行い、『説話・伝承学』において公表する。

九 表彰および規定の改廃

この規程の改廃は、委員会および総会の議を経なければならない。

付則

この規程は、二〇二一年四月一日より施行する。

運用上の細則

一 表彰の対象について

- (一) 「説話・伝承学会賞」の表彰対象とする「単著による書籍」には研究書、論文集等のほか、学術の啓発的な公開を目的とした新書やいわゆる一般書等も含む。ただし、以下の(ア)と(イ)の書籍は対象から除外する。
 - (ア) 外国の著者が既刊した書籍等の翻訳。
 - (イ) 大半が写真、影印、翻刻、図表等で占められるもの。

- (二) 「説話・伝承学会奨励賞」の表彰対象としても前記の(ア)と(イ)は除外する。また、以下の(ウ)と(エ)についても対象から除外する。
 - (ウ) 随筆、コラム、書評、時評等。
 - (エ) それぞれの専門領域における「論文」の定義にあてはまらないもの。

二 表彰への応募資格について

- (一) 過去に「説話・伝承学会賞」を受賞した者は、その受賞から二ヶ年度のあいだは「説話・伝承学会賞」に応募できない。
 - (例) 二〇二一年度「説話・伝承学会賞」を受賞↓二〇二二年度と二〇二三年度は「説話・伝承学会賞」への応募資格なし。
- (二) 過去に「説話・伝承学会奨励賞」を受賞した者は、その次年度には「説話・伝承学会奨励賞」に応募できない。
 - (例) 二〇二一年度「説話・伝承学会奨励賞」を受賞↓二〇二二年度は「説話・伝承学会奨励賞」への応募資格なし。
- (三) 過去に「説話・伝承学会奨励賞」を受賞した者が、次年度に「説話・伝承学会賞」に応募することは妨げない。

三 表彰への応募について

- (一) 本表彰への応募は、当該年度の一月八日(必着)を申請期限とする。
- (二) 論文(五部)は抜刷、コピーでも構わない。
- (三) 所定の応募申請書類は本学会の公式ホームページからダウンロードできる。
- (四) 著書・論文の提出には、日本郵便の「ゆうパック」「レターパックプラス」もしくはヤマト運輸の「宅急便」「宅急便コンパクト」等を利用すること。
- (五) 提出された著書・論文は審査後に応募者へ返却する。

四 表彰の授与について

- (一) 正賞は表彰状とする。副賞(賞金等)は設けない。
- (二) 受賞者は特別な事情がない限り授与式への出席が望ましい。
- (三) 授与式への出席に係る交通費は受賞者の負担とする。
- (四) ただし、選考委員会から委員会への勧告により授与式への出席に係る交通費の支給が特例的に必要と認められる者については、その全額もしくは一部を学会から支給する。

五 運用上の細則の改廃について

この細則の改廃は、委員会の議を経なければならない。